- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第 1 当事者の求めた裁判
 - 控訴の趣旨
 - (1)
- 原判決を取り消す。 被控訴人は控訴人に対し金700万円及びこれに対する平成12年6月1 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 訴訟費用は第1,2審とも被控訴人の負担とする。
 - (4) 仮執行の宣言
 - 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

- 当事者の主張
- 次項に当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決事実摘示のとお りであるから、これを引用する。
 - 当審における主張
 - (1) 控訴人

控訴人が組合理事長たる被控訴人に出した平成12年4月7日付け内容 証明郵便(甲8)は、総会の場で、控訴人が経費節減方策について主張を述べたい 旨通知したに過ぎず、経費節減の件及び管理費支払拒否の件を公にすることを通知 したのではない。にもかかわらず被控訴人が控訴人の管理費納入拒否の事実を組合 員に公表したものである。

被控訴人は理事長として、組合と組合員たる住民とのトラブルについて は、平和な生活の維持のために、できるだけ事前に理事会において話し合いの場を もって解決すべきであるのに、話し合い解決を望む控訴人の意向を無視していきな り、2度にわたり、総会に「管理費等の未収金対策に関する件」との議題を提出し て、控訴人の管理費未払を明らかにして法的主段によって回収するという決議をさ せた。

通常であればわずか1万6000円の未納であり、総会に議事として取 これを審議されること自体、される側の控訴人にとっては自尊心、人格を り上げ, ひどく傷つけられることであった。

(2) 被控訴人

甲8において、控訴人は、総会の場で経費節減について主張説明し、組 合員の反応をみて、組合からの管理費支払督促に対する態度を決める、と通知した のであり、経費節減問題と管理費未納問題は不可分の関係にあった。しかも、控訴 人は既に自ら管理費支払を拒否する旨の文書を組合員に配布していたのである。

控訴人は平成11年7月29日の理事会に出席したあと、被控訴人に して執拗に書面を送付し中傷を続けたのであって、控訴人の方こそ話し合いで平和 的に解決する方法を採ることなく、自分の言うことを聞かない被控訴人を誹謗中傷 し続け、無用なトラブルを引き起こしたのである。控訴人が、損害賠償を求めて調 停を申し立て、本訴を提起しただけではなく、名誉毀損の刑事告訴、建物区分所有 法違反の過料の申立てまで行っていることからしても、控訴人自身が平和的解決の 道を壊していたことが十分に窺える。

ウ こうした控訴人が採った管理費支払拒否に対して、そのことを総会議題 に取り上げることは当然であり、何ら非難されるようなことではない。

当裁判所の判断

- 当裁判所も、控訴人の本訴請求は失当であって、これを棄却すべきものと判 断する。その理由は次項に原判決を補正し、第3項に判断を補足するほか、原判決 理由記載のとおりであるから、これを引用する。
 - 原判決の補正
- 原判決6頁1行目の「さらに、原告は、」の後に「経費節減の件だけでは なく,」を加える。
- (2) 原判決6頁6行目「支払うよう求めたが、」を「支払うよう求め、平成1 2年4月4日付け内容証明郵便をもっても催告したが、」と改める。
- (3) 原判決6頁16, 17行目「続けたため、」を「続けたこともあって、」 と改める。

3 判断の補足

(1) 当審での控訴人の主張アについて

控訴人は、平成12年4月4日付けの組合からの未納管理費支払督促に対して、甲8の同年4月7日付け書面をもって、「総会の場で経費節減について主張説明し、組合員の反応をみて組合からの管理費支払督促に対する態度を決める。」と通知したのであって、経費節減を独立議題として取り上げることを避けて欲しいとはなく、その文面には、管理費未納問題を総会で取り上げることを避けて欲しいといったニュアンスもないのであって、総会の場で管理費未納が議論される際に、弁明として経費節減問題を取り上げることを通知したと解されるのは当然である。そりして経費節減問題を取り上げることを通知したと解されるのは当然である。そりして、控訴人の管理費滞納に至る経緯や理事会の対応を説明し、控訴人が総会で説明することを認める旨を提案したのであり、理事会がとった対応が妥当性を欠くものとは到底いえない。

(2) 当審での控訴人の主張イについて

4 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法67条1項、61条を適用して、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

 裁判長裁判官
 下
 司
 正
 明

 裁判官
 檜
 皮
 高
 弘

 裁判官
 齋
 藤
 憲
 次

(原判決引用関係部分)

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 披告は、原告に対し、700万円及びこれに対する平成12年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

実

- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言
- 2 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

- 第2 当事者の主張
 - 1 請求原因
- (1) 原告及び被告は、いずれもマンションAの区分所有者で、同マンションの居住者であって、同マンションの管理組合であるA管理組合(以下「管理組合」という。)の組合員である。被告は、管理組合の平成11年4月29日の総会で理事に選任され、同年度の理事長となった者である。

- (2) 平成11年4月29日の管理組合総会においては、修繕積立金増額の決議がなされたが、それは管理組合の経費節約に最大限に努めるとの確約の下、それを条件として承認されたものであった。しかるに理事長となった被告は、経費節約のための重要施策である節電(廊下灯の減灯)について、一部のこれに反対する組合員の意向を受け、消極的な態度を見せるなど、節約に関する施策を推進する姿勢に欠けていた。そこで原告は、あらかじめ被告の了承を得た上で、同年7月29日の理事会に出席し、廊下灯の減灯を始めとする経費節約についての所信を述べようとした。ところが、被告は理事長として、原告の説明が始まってすぐこれを打ち切るよう要請し、原告に経費節約についての所信を述べさせなかった。
- (3) 原告は、このような被告の誤った行動や姿勢を批判し自己の見解を明らかにした書面を再三被告に送り、本件(経費節約に努めるとの問題)を風化させないため管理費については、平成11年9月から従前額に100円だけ上乗せした月額1万8400円として、増額された管理費月額2万0400円との差額2000円を当面支払わないこととした。
- (4) また原告は、管理組合が発注して行ったAの排水管工事の不手際から、肩書住居のマンション室に水漏れが生じ、流し台の所の冷蔵庫下の床が腐っていたので、その修理を行うよう被告に申し出ていたが、被告はこれを放置していた。そのため、原告はやむなく、平成12年3月、有限会社Bにこの修復工事を依頼し、同月8日同社に4万8825円を支払った。これは、原告が管理組合において支払うべき工事代金を立替払いしたものであるから、原告は同年2月分ないし4月分の管理費からこれを差引精算して、残額を支払った。
- 理費からこれを差引精算して、残額を支払った。
 (5) したがって、平成12年4月時点で、原告が滞納していた管理費は月額2000円の8か月分でわずか1万6000円にすぎず、それについても上記(3)のとおり正当な理由のあるものであり、また原告は、被告との話がつき次第それも支払う意向を表明していたのである。にもかかわらず被告は、管理組合の同月28日開催の第25回通常総会及び同年5月29日開催の臨時総会において、原告の管理費等の未収金対策に関する件を議案として提出して審議した。管理費の滞納額が僅少でしかも滞納について合理的理由があるのであるから、理事長たる被告としては、原告と話合いで解決する方法を選ぶのが民主主義の下において採るべき方途であるのに、被告はこの方法を採らずに、あえて上記のように管理組合総会において原告の管理費等の未収金対策を議案として提出して審議し、原告の人格を著しく傷つけ社会的名誉を毀損した。
- (6) 原告は、被告の上記行為により多大な精神的損害を受けたもので、これに対する慰籍料としては600万円が相当である。また、原告は、原告訴訟代理人に対し本訴の提起及び遂行を委任することを余儀なくされ、着手金として30万円を支払い、報酬として70万円を支払うことを約した。
- 支払い、報酬として70万円を支払うことを約した。 (7) よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき700万円及びこれに対する不法行為後の平成12年6月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。
 - 2 請求原因に対する認否及び被告の主張
 - (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 請求原因(2)のうち、平成11年4月29日の管理組合総会において修繕積立金増額の決議がなされたことは認めるが、その際には増額に伴い節約できるもの(たとえば節電)について検討することとされたのである。また、原告が同年7月29日の理事会に出席したことは認める。その余の事実は否認する。
- (3) 請求原因(3)の、原告が被告を批判する書面を再三被告に送り、本件を風化させないためと称して原告主張のとおり管理費を滞納したことは認める。
- (4) 請求原因(4)の第1,2文は不知。第3文の原告が工事代金を立替払いしたとして管理費からこれを差し引いたことは認め、この工事代金が管理組合において支払うべきものであるとの主張は争う。仮に管理組合が負担すべき費用があったとしても、それをもって原告が支払うべき管理費と相殺することは許されない(東京高裁平成9年10月15日判決・判例時報1643号150ページ)。
- (5) 請求原因(5)のうち、管理組合の第25回通常総会及び臨時総会において、原告の管理費等の未収金対策が議案として提出され審議されたことは認め、その余は争う。
- 上記議案が提出され審議されたからといって、何ら原告の人格、名誉が毀損されたものではない。原告は、上記通常総会前、自ら原告訴訟代理人を代理人として、平成12年4月7日付け書面で、経費節減の件及び支払拒否問題を総会の場

で公にする旨通知してきたのであり、これを受けて理事会は総会議案書に「管理費等の未収金対策の件」を議案として記載したのである。

また、被告の管理費の一部滞納には正当な理由がなく、被告は管理組合の理事長として当然の職務行為を行ったもので、不法行為責任を負うことはない。さらに、原告の管理費の支払拒否問題は、管理組合の全組合員の利害に関わるものであるから、公共の利害に関する事実であり、この問題を管理組合総会において議案として提出し組合員に対して明らかにすることは、組合員の義務履行責任の意識を希薄化させないためにも必要で目的において公益性があるし、上記議案書に記載されたことはサイブの真実であるから、被告の行為は違法性が阻却される。

(6) 請求原因(6)は争う。

1 請求原因(1)は当事者間に争いがない。

2 証拠(甲2ないし6,8ないし22,26,27,29,34,35,乙 1,3,9,原告及び被告本人)によれば,以下の事実が認められる。

由

- (1) 平成11年4月29日の管理組合総会において、修繕積立金増額の決議がなれたが、その際原告の提案により、増額に伴い節約できるのできるでは、11年2月29日の管理組合総会において、修繕積立金増額の決議できるれたが、その際原告の提案により、増額に伴い節約できるでは、11年度の提案により、は、11年度のでは、11年
- (2) 原告は、それ以後、被告が上記の理事会で原告との事前の約束に反して、経費節約についての所信を述べる時間を与えることなく原告を退席させたと主張し、経費節減に関する被告や理事らの姿勢を批判するとともに、自己の見解に沿って臨時総会を開く等の行動を採るよう求める書面を被告に再三送り付けた。また、経費節約に努めるとの問題を風化させないためとの理由で、管理費について平成11年9月分以降毎月増額分の一部2000円を減額した1万8400円しか支払わなかった。さらに、原告は、5、6年以上前に、管理組合が発注して行った排水管工事を原因として自己のマンション居室に水漏れが生じ床が腐ったので、その部分の修補工事を行い平成12年3月工事代金4万8825円を管理組合のため立て替えて支払ったとして、一方的に同年2月分ないし4月分の管理費からそれを差し引いた。
- (3) 被告及び管理組合は、再三原告に滞納管理費を支払うよう求めたが、原告は、原告訴訟代理人を代理人として、平成12年4月7日付け書面で、同月中に開催される組合総会において、経費節約の件について主張、説明をし、それに対する組合員の反応の内容を見て被告の管理費支払催促に対応する旨通知してきた。
- (4) そこで被告ら理事は、これに対応して、平成12年4月28日開催の第25回通常総会議案書に議案として「管理費等の未収金対策に関する件」を掲げ、そこで原告が管理費を滞納するに至った経緯及びこれに対する管理組合の対応を説明するとともに、原告に総会の場において説明の発言を認める旨提案した。しかし、総会においては、原告が管理規約の閲覧、総会議事録の作成・閲覧等上記議案とは直接関係のない問題を持ち出して質疑を続けたため、上記議案の審議に入れないまま総会は終了した。
- (5) そこで、被告ら理事は、同年5月29日に臨時総会を開催して上記の議案を審議することとし、前記通常総会のときと同様臨時総会議案書に議案として「管理費等の未収金対策に関する件」を掲げ、そこで通常総会以降の管理費滞納問題に関しての原告とのやりとりの内容や、原告のその後の管理費の支払状況等を説明記載した。同日開催された臨時総会に原告は欠席したので、そのまま審議がなされ、管理組合から原告に対し未納の管理費の督促を続けることが決議された。
 - 3 以上によれば、原告は、毎月2000円の管理費の滞納については、経費節

4 また、原告の経費節約問題に関する主張の当否は別として、管理費の滞納自体は、管理組合として容易には受け入れ難い事態であることは明らかである(管理組合のため立て替えて支払った工事代金を差し引いたと主張する分については、事の内容・性質からして、管理組合の責任で発生した損傷か所の修補工事か否かでなく、管理組合が負担すべき工事代金とはにわかに判断し難いから、そのようなものを一方的に管理費から差し引くことは、管理組合として容易には認めずい。)。したがって、管理組合の理事長である被告及び理事らが、総会においている。)。したがって、管理組合の理事長である被告及び理事らが、総会においている。ともは一つでは、管理組合理事として正当な職務行為といえる。よって、このことをもって原告の名誉を毀損する違法行為ということはきない。

5 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却することとし。訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。